

協定名	マボリシーハイツ山の手	協定区域	馬堀町3丁目	区画数	59 区画	面積	1.26 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域			防火地域	指定なし		
認可年月日	昭和55年8月25日 (平成19年8月10日変更)	期間	10年(以降自動更新)				

項 目	制 限 内 容
敷 地	* 敷地分割はできないものとする。 (付則3の敷地の環境保全より) * 境界囲障(特に道路に面する敷地の囲障)は、高さ 1.8m以下。 * 敷地内の空地等は植樹又は張芝等を行うなど緑化につとめなければならない。 * 植樹を行う場合自家及び隣接家屋に対して、通風、日照、採光(樹木の高さ、広がり、密度)等を考え環境美化につとめる。
位 置	* 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離の内、北側に接する部分 1.5m以上とする。 * 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離の内、その他の部分 1.0m以上とする。 * 前項の規定は次の各号の一に該当する建築物、又は建築物の部分についてはこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下。 (2) 車庫及び物置等、その他これに類する用途に供する付属建築物。
用 途	* 一戸建専用住宅
形 態	* 階数 2階以下(地階を除く) * 地盤面からの最高高さ 10 m (現建築協定申請時における宅地の地盤面) * 地盤面からの軒の高さ 6.5 m (現建築協定申請時における宅地の地盤面) * 建ぺい率 40% * 容積率 80% * 北側斜線 5m+1.25L
構 造	
意 匠	
設 備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。